



P I 特別回報

第96-006号
1996年6月14日

日本船主責任相互保険組合

「H N S条約」について

すでに新聞等で報道されておりますとおり、H N S条約（「危険及び有害物質の船舶による海上輸送に伴う損害についての責任並びに賠償及び補償に関する国際条約」）が、去る5月3日国際海事機関（IMO）の国際会議において採択されました。

H N S条約とは、危険物質や有害物質を貨物として積載し輸送中の船舶が、それらの危険・有害物質が原因で船舶上または船舶外にいる人を死亡させたり、または身体に傷害を与えたたり、さらに船舶外にある財物や環境に損害を与えた場合に、それらの死傷・損害を賠償するためのルールを定めた条約です。

H N S条約は、船舶所有者の責任原則（厳格責任主義）や責任制限、強制保険、さらに荷主の追加補償制度など、その仕組みにおいてC L C／F C条約と類似した内容になっております。

H N S条約は6章54条および2つの附属書で構成されています。各章の概要は次のとおりです。

第1章 総論（第1条～第6条） 定義、適用範囲、適用除外

第2章 船舶所有者の責任（第7条～第12条） 責任制限、強制保険

第3章 H N S基金（第13条～第36条） 荷主補償、基金拠出金計算方法、受取報告

第4章 請求及び訴え（第37条～第42条） 制限手続き、管轄裁判所

第5章 経過規定（第43条～第44条） 発効、改正、失効

第6章 最終規定（第45条～第54条）

以下、H N S条約の概要について、条約の条文に則ってご案内いたします。

1. 危険・有害物質（H N S物質）（第1条の5）

H N S条約の対象となる物質は、船舶上に貨物として輸送される以下の(i)から(vii)に示される物質および(iv)を除きばら積みで輸送された後の同物質の残留物になります。これらの物質が原因で生じた損害のみがH N S条約の対象となります。



- (i) MARPOL 73/78条約（1973年の海洋汚染防止条約の1978年議定書）付録 I
附属書 I に掲げられているばら積みで輸送される石油類
- (ii) MARPOL 73/78条約付録II附属書IIに掲げられているばら積みで輸送される有害液体物質および同附属書IIの規則 3 (4) に従いカテゴリーA、B、C、D に当てはまるように暫定的に分類された物質および混合物
- (iii) 1983年の危険化学物質のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則第17章に掲げられているばら積みで輸送される危険液体物質、および同規則第 1 章第 1 条第 3 項により輸送条件が当局によって規定された製品
- (iv) IMDGコードの対象となる梱包形態の危険・有害物質
- (v) 1983年の液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則第19章に掲げられている液化ガス、および同規則第 1 章第 1 条第 6 項により輸送条件が当局によって規定された製品
- (vi) 引火点が摂氏60度以下（密閉式試験法による）のばら積みで輸送される液体物質
- (vii) 固体ばら積み物質の安全規則付録 B に掲げられている化学的危険性を有する固体ばら積み物質で、これらの物質が梱包形態で輸送される場合に IMDG コードの対象となる物質

2. H N S 損害（第1条の6）

H N S 条約が対象とする損害は、次に挙げるものになります。具体的には、H N S 物質の流・排出による汚染のほか（CLC の対象損害を除く）に、H N S 物質を原因とする火災・爆発等による対物・対人損害等があります。

- (a) 危険物質及び有害物質を輸送している船舶上または船舶の外部において、それらの物質によって生ずる人の死亡または身体の傷害
- (b) 危険物質及び有害物質を輸送している船舶の外部において、それらの物質によって生ずる財産の損失または損害
- (c) 危険物質及び有害物質の汚染による損失または損害。ただし、環境破壊による利益の喪失以外の環境破壊に対する補償は、実際にとられたまたはとられるべき合理的な回復措置の費用に限られる。
- (d) 防止措置の費用および防止措置によって生ずる損失または損害

3. 地理的適用範囲（第3条）

H N S 条約は次に挙げる地域で事故が発生した場合に適用されます。

- (a) 締約国の領域内（領海を含む）
- (b) 締約国の排他的経済水域（Exclusive Economic Zone : EEZ）内における環境汚染により生ずる損害
- (c) 締約国籍船によって生じた領域外（締約国であるか否かを問わない）における環境汚染以外の損害

4. 適用除外（第4条、第5条）

H N S 条約は次に挙げる損害には適用されません。

- (a) C L C 条約が適用される油濁損害
- (b) 放射性物質による損害

H N S 条約は次に挙げる場合にも適用されません。

- (a) 貨物および旅客の運送契約に基づくクレーム
- (b) 労働者の災害補償や社会保障制度に関して適用される法令と矛盾する場合

さらに H N S 物質を個品梱包形態で、隣接する2国間輸送のみ、または国内輸送のみに従事する 200総トン以下の船舶について、各締約国は当該船舶につき H N S 条約の適用除外を決定することができます。

5. 船舶所有者の責任（第7条）

H N S 損害を起こした船舶の所有者は、当該損害に対し厳格責任を負います。ただし、当該船舶所有者が次の事由により損害が生じたことを証明した場合は、責任を負いません。

- (a) 当該 H N S 損害が戦争、敵対行為、内乱、暴動または例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によって生じたこと。
- (b) 当該 H N S 損害が、専ら、損害をもたらすことを意図した第三者の作為または不作為によって生じたこと。
- (c) 当該 H N S 損害が、専ら、燈台その他の当局の航行援助施設の維持について責任を有する政府その他の当局のその維持についての過失その他不法の行為によって生じたこと。



- (d) 荷送人その他の者が船舶所有者に対し、船積みされた危険・有害物質の性状について情報の提供を怠ったことが原因で損害が発生したこと、または情報の提供を怠ったことにより船舶所有者がHNS条約第12条で要求される強制保険の付保ができなかったこと。

さらに船舶所有者は、損害が損害を被った者の作為もしくは不作為（損害をもたらすことを意図したものに限る。）または過失によって生じたことを証明した場合には、その者に対する責任の全部又は一部を免れることができます。

6. 船舶所有者の責任制限（第9条の1）

船舶所有者はHNS損害について本条約に基づき責任を負った場合、次の金額で責任を制限することができます。

- (a) 2,000 総トン以下の船舶： 1,000万 SDR（一率）

- (b) 2,000 トンを超える船舶： 2,000トンを超える部分について次の方法で計算して得た額を 1,000万 SDR に加算した額

2,001～50,000トンの部分 トン当たり 1,500 SDR

50,000 トンを超える部分 トン当たり 360 SDR

ただし、1億SDR を上限とし、いかなる場合も同額を超えて責任を負うことはありません。

7. 船舶所有者の保険付保義務（第12条）

船舶所有者はHNS物質を輸送する船舶について、当該船舶の責任制限額を満たす額での保険を付保するかまたはその他の金銭上の保証を維持しなければなりません。さらに保険その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する、締約国により発行される証明書を、船舶内に備え置かなければなりません。

8. 荷主補償－HNS基金（第14条）

HNS損害による賠償請求額が船主責任制限額を超えた場合、被害者は当該超過部分について荷主から補償（支払い）を受けることになります。荷主（HNS基金）からの支払を含めたHNS条約の補償上限額は一事故一率 2.5億SDR になります。（基金からの実質な支払い額は、 2.5億SDR から船舶所有者の責任制限額を差し引いた額になります）



9. 発効要件（第46条）

H N S条約は次の要件が満たされた日から18ヶ月後に発効します。

- (a) 200万トン以上の船舶を保有する国4ヶ国を含む12ヶ国以上の批准、かつ
- (b) (a) の国の一般会計貨物（石油、LNG、LPG以外のH N S貨物）の受取量が一暦年で合計4,000万トンを超えた場合

H N S条約の概要は以上のとおりですが、国際P IグループではH N S条約の制定にあたって、船主経済への影響等を考慮し、責任制限額を妥当なレベルで抑えるべくIMOの会議をはじめ機会あるごとに繰り返し主張して参りましたが、残念ながら結果的に1992C L Cをも大幅に上回る額にて決定されました。H N S条約の発効時期は未定ですが、同時期に改正され責任制限額が大幅に引き上げられた海事債権条約と合わせ、発効後は船主の責任が大幅に増加されることになります。

H N S条約の批准状況など、進展につきましては都度ご案内いたします。

以上